うちエコ診断実施支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1 県は、家庭部門の脱炭素ライフスタイルへの転換を促進し、家庭からの二酸化炭素の排出削減を図るため、家庭向けの省エネ診断に対し予算の範囲内でうちエコ診断実施支援事業補助金を交付するものとし、その交付等については、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
 - (1) 「うちエコ診断」とは、家庭において確実に温室効果ガス排出量の削減又は抑制につながる行動の実践を促すために、環境省が保有している PC 用のアプリケーションソフトである「うちエコ診断ソフト」を使用し、うちエコ診断士が各家庭のライフスタイルや、家庭の要望等に応じてきめ細やかな地球温暖化対策の提案・診断を行うことをいう。
 - (2) 「うちエコ診断実施機関」(以下「診断実施機関」という。)とは、家庭エコ診断制度運営事務局から認定を受け、うちエコ診断士の資格を有するものが1人以上在籍し、又はその予定がある機関をいう。
 - (3) 「うちエコ診断士」とは、うちエコ診断資格試験に合格し、資格試験運営事務局により認定された者をいう。
 - (4) 「家庭エコ診断制度運営事務局」とは、家庭エコ診断制度運営ガイドライン(第1版)に基づき、 家庭エコ診断制度全体の管理を行うともに、診断実施機関の認定や管理等を行う機関をいう。

(補助金の交付対象者)

- 第3 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全ての要件に適合する者とする。
 - (1) 宮城県内に主たる事務所を有し、家庭エコ診断制度運営事務局から実施機関として認定を受けた 診断実施機関であること。
 - (2) 全ての県税に未納がない者
 - (3) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団員等でない者

(補助金の交付対象となる事業及び期間)

- 第4 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の交付の対象となる 期間(以下「補助対象期間」という。)は、次の各号によるものとする。
 - (1) 補助対象事業は、宮城県内に在住する者(診断実施機関に属する者を除く。)に対して診断実施機関が行う「うちエコ診断」とする。
 - (2) 補助対象期間は、交付を受ける年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の算定方法)

第5 この補助金の基準額は、診断1件当たり12,000円とし、交付額は、基準額に実施件数を乗じた額とする。

(事業実施計画)

- 第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第1により、別に定める日までに知事に応募するものとする。
- 2 前項の事前実施計画の応募において提出しなければならない書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 事業実施計画書(別記様式第2)
 - (2) 誓約書 (別記様式第3)
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、第1項の規定により事業実施計画の応募があったときは、その内容を審査し、採択の可否を 決定して申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7 申請者は、別に定める期日までに、交付申請書(別記様式第4)を知事に提出しなければならない。
- 2 交付申請書に不備があるときは、当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

(交付の決定)

第8 知事は、交付申請書又は第10の規定による計画変更承認申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、これを適当と認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、交付決定通知書 又は計画変更承認決定通知書により通知する。

(交付の条件)

- 第9 補助金の交付決定には、次の各号の条件が付されるものとする。
 - (1) 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出ること。
 - (2) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができること。
 - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止(廃止)承認申請書 (別記様式第5) を知事に提出して承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
 - (5) 補助事業の遂行の状況について、知事の要求があったときは速やかにその内容を知事に報告すること。
 - (6) 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく知事に報告すること。
 - (7) 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができること。

(補助金の変更交付申請)

第10 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情により申請内容の変更を行う場合には、速やかに計画変更承認申請書(別記様式第6)により知事の承

認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第11 申請者は、第8の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面により知事に申し出なければならない。

(中間報告)

第12 補助事業者は、別に定める期日までに、中間報告書(別記様式第7)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

- 第13 知事は、第9第5号の規定による報告に基づき、補助事業者が法令等、本要綱及び交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
- 2 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助 事業者の事業場に立ち入り、その職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ ることができるものとする。

(実績報告書)

- 第14 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに完了実績報告書(別記様式第8)を知事に提出しなければならない。補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときも、同様とする。
- 2 前項の完了実績報告において提出しなければならない書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 実施報告書(別記様式第9)
 - (2) 診断データ
 - (3) うちエコ診断士登録者名と診断士ごとの診断数実績
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

- 第15 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える額の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払い)

第16 知事は前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに申請者に対し補助金を支払う ものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第17 知事は、第9第3号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
 - (1) 補助事業者が、法令等若しくは本要綱に基づく知事の指示等に従わない場合
 - (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (3) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (4) その他補助事業者の責に帰すべき理由によらず、補助事業を遂行することができない場合
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第18 申請者は、本事業に係る書類等については、事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出)

第19 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(その他)

第20 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に も適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年12月20日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。